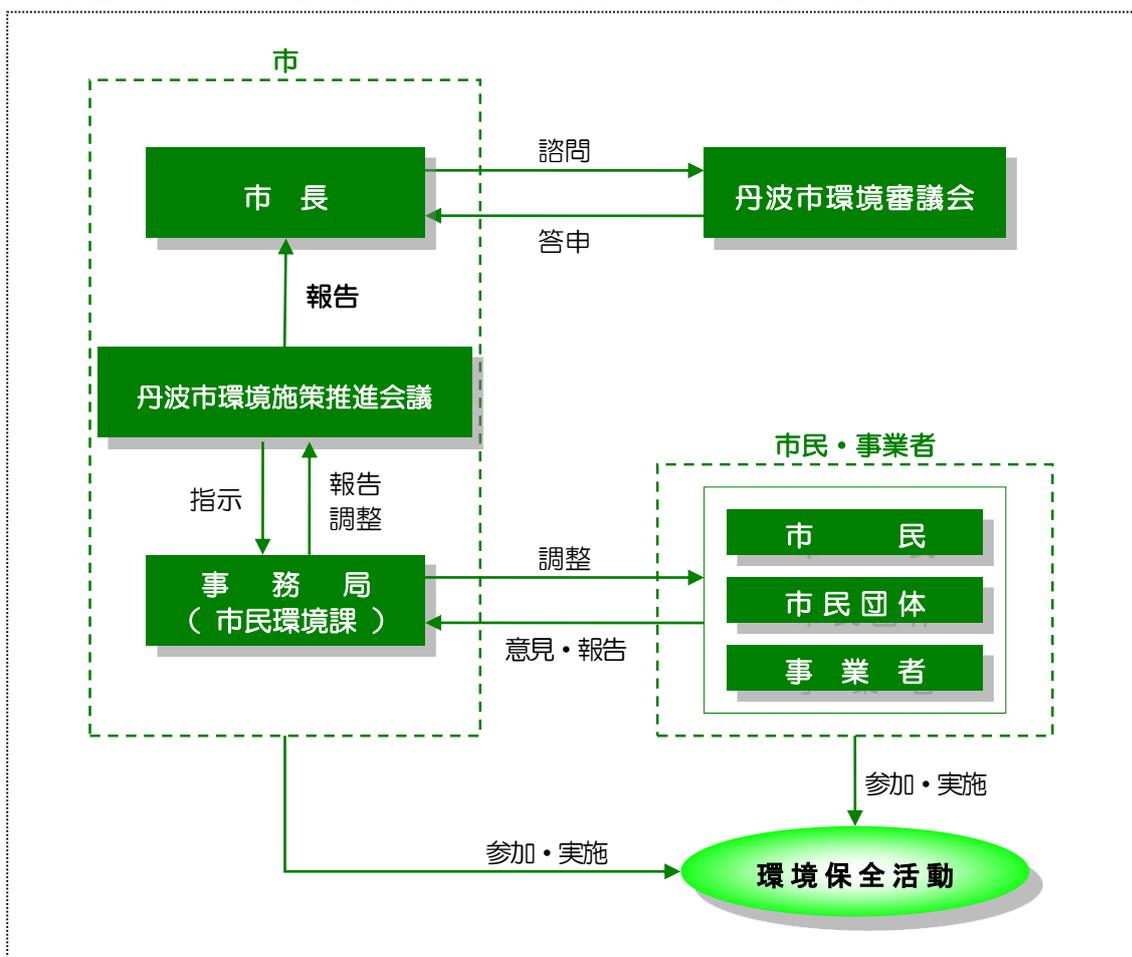


# 第5章 計画の推進と運用

## 1-1 推進体制

### ① 計画の推進体制

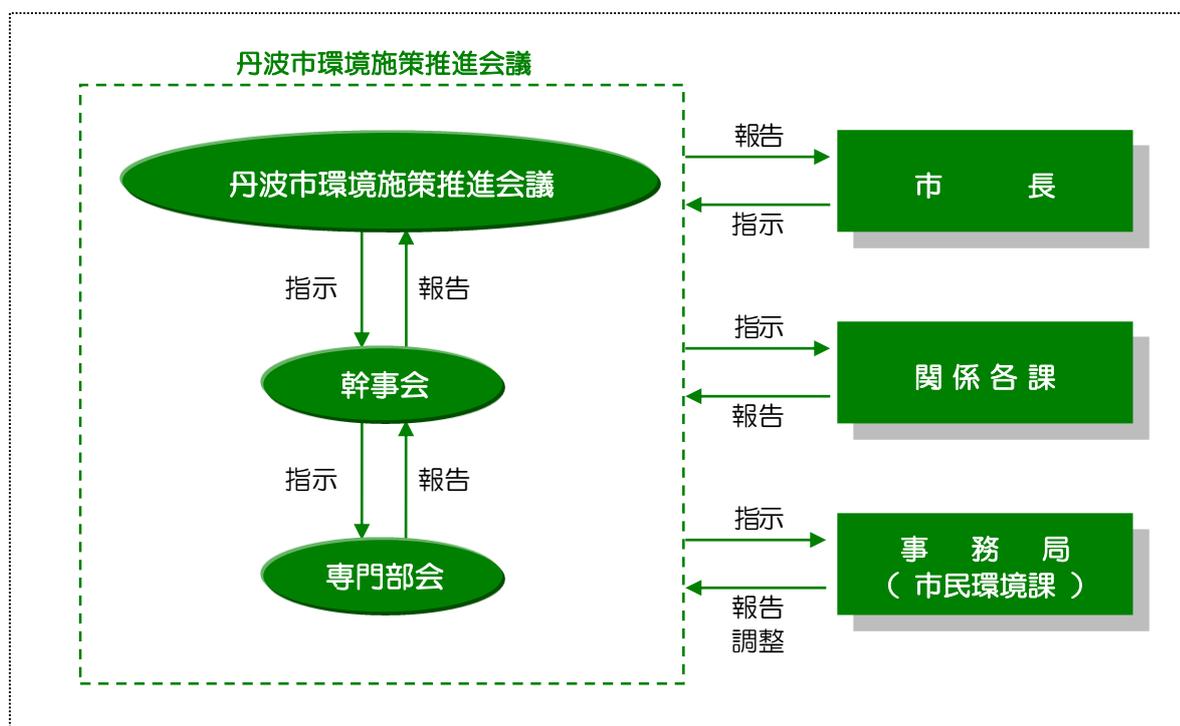
本計画の円滑な推進を図るために、以下のような推進体制をとります。



- ・市は、計画の円滑な推進を図るため丹波市環境施策推進会議を設置します。
- ・市内部の調整のほか市民・事業者に対する窓口として事務局（担当：市民環境課）を設置します。
- ・丹波市環境審議会は、市長の諮問機関として環境施策に関する事項について調査、審議を実施します。
- ・市民、市民団体、事業者及び市は、積極的に環境保全活動に参加し、環境保全活動を実施します。

### ② 市内部の推進体制

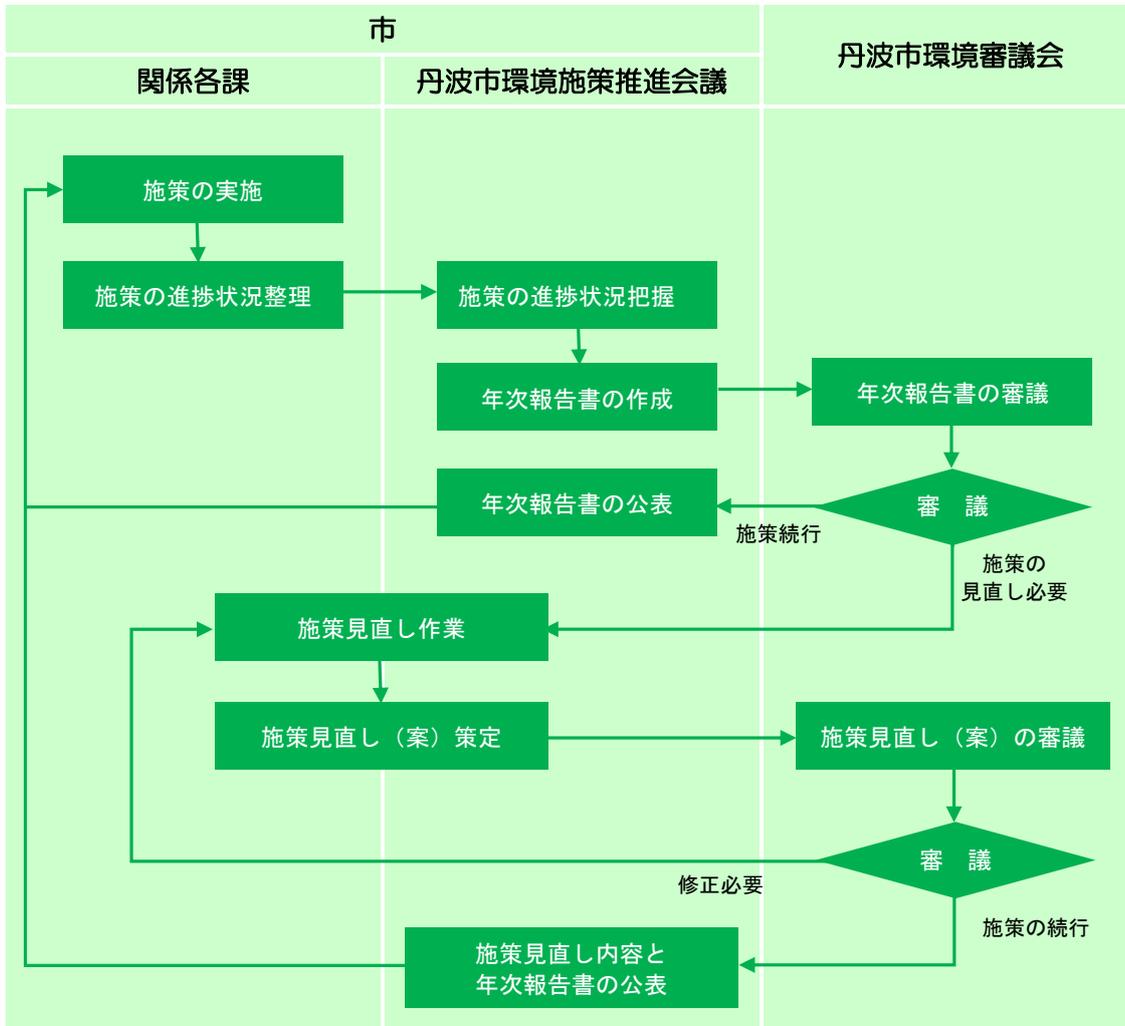
本計画の円滑な推進を図るために、市内部においては以下のような推進体制をとります。



- 環境施策推進会議は、以下の事務を所掌します。
  - 環境施策の策定に関すること
  - 環境施策の推進に係る情報収集及び総合調整に関すること
  - 環境施策に係る計画等の進行管理に関すること
  - その他環境施策の推進に必要な事項に関すること
- 幹事会は、環境施策推進会議の指示に基づき環境行政の推進に係る課題について検討し、検討結果を環境施策推進会議に報告します。
- 専門部会は、必要に応じて設置され、幹事会からの指示に基づき環境行政の推進に係る課題について調査を行い、調査結果を幹事会に報告します。

## 1-2 進行管理

本計画に位置づけられた取り組みを着実に推進するために、計画（Plan）、施策の実施（Do）、施策の進捗状況の把握（Check）、施策の見直し（Action）のPDCAサイクルによる進行管理を行います。本環境基本計画の進行管理は下図のように実施します。



- ◎本計画は、施策の進捗状況を示す年次報告書を基に進行管理を行います。
- ◎環境施策推進会議は、毎年度、関係各課の施策の進捗状況を把握し、年次報告書として取りまとめます。
- ◎審議会は、年次報告書の内容を審議し、施策の見直しの必要性がある場合は、その旨を提言します。
- ◎環境施策推進会議は、審議会からの提言に基づき、関係各課と調整し、施策の見直し作業を行います。
- ◎審議会は、策定した施策の見直し（案）の審議を行います。
- ◎審議会の審議において承認を得た後、年次報告書及び施策の見直し内容を公表します。